平成２３年（フ）第２５９号
兵庫県尼崎市東大物町１丁目６番６号
破産者　西河真奈美
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３１８号
兵庫県尼崎市西本町８丁目365番地ローズコーポ尼崎309号
破産者　奥　　英幸
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第９９５号
兵庫県たつの市新宮町吉島768番地
破産者　石田　　勝
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第２３９号
鳥取県米子市諏訪317番地
破産者　都田　計久
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１１６号
佐賀県佐賀市東与賀町大字下古賀487番地２
破産者　髙園　良広
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３６２号
佐賀県三養基郡基山町大字宮浦1170番地27
破産者　内山　雅義
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５１号
佐賀県多久市東多久町大字別府2724番地２
破産者　佐野　光司
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第９０２号
熊本市琴平１丁目12―１―303、住民票上の住所熊本県宇城市三角町波多660番地
破産者　坂本　亮介
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１０６号
熊本県荒尾市下井手1563番地３
破産者　水田　正隆
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２８号
北海道古宇郡泊村大字茅沼村31番地の１
破産者　濱本　哲栄
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩内支部

平成２２年（フ）第４７号
北海道虻田郡倶知安町北５条東３丁目１番地
破産者　林　　行宏
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩内支部

平成２２年（フ）第５２５号
函館市神山３丁目21番６号
破産者　京谷吉次郎
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２８５号
茨城県取手市井野台３丁目21番24号
破産者　西村　吉央
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第５４２号
愛知県稲沢市祖父江町本甲大溝２番地
破産者　杉本　成朗
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第８２号
兵庫県三木市平田39―４　広栄荘207号、破産手続開始決定時の住所京都府福知山市駒場新町１丁目41番地
破産者　武田　浩昭
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２２年（フ）第５２１号
熊本市神水２丁目２番23号　アクシス神水604
破産者　松田日出男
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２１号
鹿児島県薩摩川内市五代町462番地４
破産者　厚地　恵美
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係